

令和 8 年 3 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 3 号	亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について・・・ 1
議案第 4 号	亀山市工場立地法市準則条例の制定について・・・ 4
議案第 5 号	亀山市行政手続条例の一部改正について・・・ 6
議案第 6 号	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について・・・ 7
議案第 7 号	亀山市職員給与条例の一部改正について・・・ 8
議案第 8 号	亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正について・・・ 10
議案第 9 号	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について・・・ 13
議案第 10 号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について・・・ 15
議案第 11 号	亀山市まちをきれいにする条例の一部改正について・・・ 18
議案第 12 号	亀山市産業振興条例の一部改正について・・・ 20

議案第 1 3 号	亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
議案第 1 4 号	亀山市市民農園条例の一部改正について・・・	2 4
議案第 1 5 号	亀山市営住宅条例の一部改正について・・・・・・	2 5
議案第 1 6 号	亀山市火災予防条例の一部改正について・・・	2 6
議案第 1 7 号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改 正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
議案第 1 8 号	亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀 山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃 止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9

件名	亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	子ども未来部 子ども政策課
----	-------------------------------	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度「こども誰でも通園制度」が創設され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による認可事業である乳児等通園支援事業として位置付けられました。

乳児等通園支援事業を行う者が、事業の実施に伴い、乳児等支援給付を受けるためには、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）に基づく市長の確認を受ける必要があり、当該確認を受けるための基準は条例で定めることとされており、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、又はそれを参酌するものとされています。

この内閣府令で定める基準として、令和7年11月13日付けで「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和7年内閣府令第95号）が公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、内閣府令により示された基準と同様の内容を定めることとします。

- (1) 市長の確認を受けた乳児等通園支援（以下「特定乳児等通園支援」といいます。）事業を行う者（以下「特定乳児等通園支援事業者」といいます。）の一般原則を定めます。 <第2条関係>
- (2) 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員及び1月当たりの利用定員を定めることとします。 <第3条関係>
- (3) 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定に係る支給対象小

学校就学前子どもをいいます。以下同じです。)に特定乳児等通園支援を提供しようとするときは、当該乳児等支援給付認定子どもの保護者と面談し、特定乳児等通園支援の提供について当該保護者の同意を得るなどしなければならぬこととします。 <第4条関係>

(4) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に際し、乳児等支援給付認定に係る保護者(以下「乳児等支援給付認定保護者」といいます。)から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、当該乳児等支援支給認定証に記載された事項を確認することとします。 <第7条関係>

(5) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、教育・保育等の利用状況等の把握に努めなければならぬこととします。 <第9条関係>

(6) 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領[※]を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けることとします。また、特定乳児等通園支援の提供に当たって、あらかじめ、乳児等支援給付認定保護者の同意を得た上で、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価及び特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用の支払を当該乳児等支援給付認定保護者から受けることができることとします。 <第12条関係>

※「法定代理受領」とは、法第30条の20第5項(法第30条の21第2項において準用する場合を含みます。)の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいいます。

(7) 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならぬこととします。 <第13条関係>

(8) 特定乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならぬこととします。 <第19条関係>

(9) 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならないこととします。 <第20条関係>

(10) 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定乳児等通園支援費用基準額等の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならないこととします。

<第23条関係>

(11) 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこととします。 <第24条関係>

(12) 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととします。 <第25条関係>

(13) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならないこととします。 <第28条関係>

(14) 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じなければならないこととします。

<第30条関係>

3 その他

施行日は、令和8年4月1日とします。

件名	亀山市工場立地法市準則条例	産業環境部 商工観光課
----	---------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」といいます。）における緑地面積率等は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」といいます。）で定められていますが、平成9年の法改正により国から都道府県及び政令指定都市へ、平成24年の法改正により都道府県から全ての市へ権限が委譲され、国の定める範囲内において、緑地面積率等を引き下げ、市独自の緑地面積率等を定めることが可能となりました。

本市においては、市内企業の投資促進及び市外流出防止を図る必要があることから、緑地面積率等を緩和するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 法準則に代えて適用すべき準則であることを定めます。

＜第1条関係＞

(2) この条例における用語の定義を定めます。 ＜第2条関係＞

(3) この条例の対象区域並びに対象区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を次のとおり定めます。 ＜第3条関係＞

対象区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の10以上	100分の15以上

(4) 特定工場*の敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にわたる場合の条例の規定の適用を定めます。 ＜第4条関係＞

※「特定工場」とは、製造業等に係る工場又は事業場であつて、一の団地内における敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上であるものをいいます。

3 その他

(1) 施行日は、令和8年4月1日とします。

(2) 法施行以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場に対する基準の緩和に関する経過措置を設けます。

件名	亀山市行政手続条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により行政手続法（平成5年法律第88号）が一部改正され、聴聞の通知等に係る公示送達デジタル化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）聴聞の通知等に係る公示送達は、公示事項を行政手続法第15条第4項の総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、亀山市公告式条例（平成17年亀山市条例第3号）で定める掲示場に公示事項が記載された書面を掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第15条関係＞</p> <p>（2）その他規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">＜第16条、第22条及び第29条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和8年5月21日とします。</p>		

件名	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったところですが、県内各市における当該勤勉手当の支給状況等を勘案した結果、本市におきましても、令和8年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、会計年度任用職員に支給する報酬の支給日の見直し及び会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数の引上げを行うため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 会計年度任用職員に対する報酬の支給日について、正規職員の給与支給日と整合を図り、毎月21日（その日が日曜日等に当たるときは、その日前の平日）にします。 <第2条関係></p> <p>(2) 会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数を年1.425月（6月期にあっては0.7125月、12月期にあっては0.7125月）に改めます。 <第4条関係></p> <p>(3) 新たに会計年度任用職員に支給する勤勉手当について、その支給月数を年0.5125月（6月期にあっては0.25625月、12月期にあっては0.25625月）とする等、その支給に関し必要な事項について定めます。 <第5条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和8年4月1日とします。ただし、会計年度任用職員に対する報酬の支給日を改める規定の施行日は、令和9年4月1日とし、同日以後の勤務に対する報酬の支給から適用することとします。</p>		

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和7年8月7日の令和7年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の職員の通勤手当及び宿日直手当について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 通勤手当の額につきましては、自動車等の使用距離の区分に応じた金額を本条で定めていましたが、国の取扱いに準じて、当該使用距離の区分に応じた金額を、6万6,400円を超えない範囲内で規則で定めることとします。 <第28条関係>

《参考》

使用距離(片道)	改正前	改正後(※)	摘要
(2km以上)4km未満	2,100円	2,100円	変更なし
4km以上7km未満	4,200円	4,200円	変更なし
7km以上10km未満	5,200円	5,200円	変更なし
10km以上15km未満	7,100円	7,300円	
15km以上20km未満	10,000円	10,400円	
20km以上25km未満	12,900円	13,500円	
25km以上30km未満	15,800円	16,600円	
30km以上35km未満	18,700円	19,700円	
35km以上40km未満	21,600円	22,800円	
40km以上45km未満	24,400円	25,900円	
45km以上50km未満	26,200円	29,100円	
50km以上55km未満	28,000円	32,300円	
55km以上60km未満	29,800円	35,500円	

使用距離（片道）	改正前	改正後（※）	摘要
60km 以上	31,600 円	—	廃止
60km 以上 65km 未満	—	38,700 円	新設
65km 以上 70km 未満	—	42,200 円	新設
70km 以上 75km 未満	—	45,700 円	新設
75km 以上 80km 未満	—	49,200 円	新設
80km 以上 85km 未満	—	52,700 円	新設
85km 以上 90km 未満	—	56,200 円	新設
90km 以上 95km 未満	—	59,600 円	新設
95km 以上 100km 未満	—	63,000 円	新設
100km 以上	—	66,400 円	新設

※本条例可決後に規則において定める金額（予定）です。

(2) 宿日直手当について、勤務 1 回に係る支給額の限度を、それぞれ次のとおり引き上げます。 <第 4 1 条関係>

ア 通常の宿日直勤務

4,400 円（改正前）→ 4,700 円（改正後）

イ 規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務

7,200 円（改正前）→ 7,700 円（改正後）

3 その他

施行日は、令和 8 年 4 月 1 日とします。

件名	亀山市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	総務財政部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>職員の旅費につきましては、国家公務員等の旅費に準じた取扱いとしています。国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部が改正されたことに伴い、国家公務員等に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 出張命令権者が認める場合に限り、自宅等の勤務場所以外の場所からの出張を旅費の対象とすること及び今後、旅行代理店等（以下「旅行役務提供者」といいます。）を活用した出張が想定されること等に伴う規定の整備を行います。 <第2条関係></p> <p>(2) 天災等により発生した旅費の損失についても、支給することができることとします。また、旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、出張者への旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に直接、旅費に相当する額を支払うことができることとします。 <第3条関係></p> <p>(3) 出張命令書等に記載すべき事項について定めます。 <第4条関係></p> <p>(4) 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして、計算することとします。 <第8条関係></p> <p>(5) 旅費の請求を行える者に旅行役務提供者を加えます。また、請求に必要な資料を提出していなかったため、その旅費に相当する金額が明らかとならない場合は支給又は支払を受けることができないこととします。 <第7条関係></p> <p>(6) これまで規定していた普通旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料）及び特殊旅費（研修等旅費、市内旅費及び外国旅費）は廃止し、新たに旅費の種目として、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を規定します。各種目の額は次のとおりです。</p> <p><第6条、第7条、第12条から第18条まで、新第8条、新第12条から新第15条まで及び別表関係></p>		

旅費の種目	旅費の額
鉄道賃	次に掲げる額の合計額 (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 特別車両料金（市長に限る。） (6) 前各号の費用に付随する費用
船賃	次に掲げる額の合計額 (1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金（市長に限る。） (5) 前各号の費用に付随する費用
航空賃	次に掲げる額の合計額 (1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号の費用に付随する費用
その他の交通費 【現行：車賃】	次に掲げる額の合計額 (1) 乗合バスの運賃 (2) タクシーの運賃 (3) レンタカーの賃料等※ (4) 前3号の費用に付随する費用 ※自家用自動車等による出張の場合は、当該出張につき自家用自動車出張の全路程に、1kmにつき23円を乗じて得た額
宿泊費 【現行：宿泊料】	地域の実情を勘案して定める宿泊基準額と現に支払った額のいずれか少ない額
包括宿泊費 【新設】	当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額
宿泊手当 【現行：日当】	宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用1夜当たり2,400円 次の場合については、それぞれ次の額とする。 (1) 朝食又は夕食のいずれかの費用が宿泊費又は包括宿泊費に含まれる場合 1夜当たり1,600円 (2) 朝食及び夕食の費用が宿泊費又は包括宿泊費に含まれる場合 1夜当たり800円

(7) 退職者、遺族及び証人等の旅費について定めます。

<新第16条から新第18条まで関係>

(8) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額の上限は、条例の規定に基づき計算した額と現に支払った額を比較し、費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とします。

＜新第19条関係＞

(9) 出張者又は旅行役務提供者が条例等の規定に違反して旅費の支給又は支払を受けた場合は、当該旅費を返納させることとします。また、当該旅費の返納に代えて、違反して旅費の支給又は支払を受けた者に支払う給与等から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとします。

＜新第21条関係＞

(10) 外国旅行の場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律の適用を受ける国家公務員等に支給される外国旅行の旅費の例によることとします。 ＜新第22条関係＞

3 その他

(1) 施行日は、令和8年4月1日とします。ただし、準備行為に係る附則第2条の規定の施行日は、公布の日とします。

(2) 準備行為として、施行日以後出発する出張については、施行日前においても、旅費の支給及び出張命令等並びにこれらに関し必要な手続その他の行為を改正後の条例の規定に基づき行うことができることとします。

(3) 附則において、次の4つの条例の一部を改正し、この条例の一部改正に伴う規定の整理を行います。

ア 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年亀山市条例第37号）

イ 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）

ウ 亀山市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第39号）

エ 亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）

件名	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度「こども誰でも通園制度」が創設され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による認可事業である乳児等通園支援事業として位置付けられました。</p> <p>乳児等通園支援事業の実施に当たり、利用者から徴収する利用料に関して必要な事項を条例において定める必要があることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）について、次のとおり改正します。</p> <p>（1）乳児等通園支援事業の利用料は、規則で定める額とし、乳児等通園支援事業を利用した日にその日分を納付することとします。 ＜新第7条関係＞</p> <p>（2）市長が特別の理由があると認めるときは、乳児等通園支援事業の利用料を減額し、又は免除することができることとします。 ＜新第8条関係＞</p> <p>（3）本改正に伴う規定の整理を行います。 ＜第7条関係＞</p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）について、次のとおり改正します。</p> <p>（1）乳児等通園支援事業の利用料は、規則で定める額とし、乳児等通園支援事業を利用した日にその日分を納付することとします。 ＜新第8条関係＞</p>		

(2) 市長が特別の理由があると認めるときは、乳児等通園支援事業の利用料を減額し、又は免除することができることとします。

<新第9条関係>

(3) 本改正に伴う規定の整理を行います。 <第8条関係>

3 その他

施行日は、令和8年4月1日とします。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設されることに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金の課税等について所要の規定の整備が行われたことから、本条例におきましても所要の改正を行うものです。

また、三重県から示された令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を参考に税率の見直しを検討した結果、被保険者の負担及び今後の事業運営の観点から税率改定が望ましいと判断したため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を加え、当該課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者の所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とします。

また、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとします。

＜第2条、第3条及び第14条の2から第14条の5まで関係＞

所得割額	0.7%
被保険者均等割額	1,200円
18歳以上被保険者均等割額	90円
世帯別平等割額	600円

(2) 基礎課税額（医療分）の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改めます。 <第3条、第5条及び第6条関係>

区 分	改正前	改正後
所得割額	7.6%	6.9%
被保険者均等割額	33,000円	31,800円
世帯別平等割額	21,600円	20,400円

(3) 基礎課税額の所得割額等の改正に伴い、所得により減額される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額を次のとおり改めます。

<第26条関係>

○基礎課税額に係る減額分

ア 7割軽減

区 分	改正前	改正後
被保険者均等割額	23,100円	22,260円
世帯別平等割額	15,120円	14,280円

イ 5割軽減

区 分	改正前	改正後
被保険者均等割額	16,500円	15,900円
世帯別平等割額	10,800円	10,200円

ウ 2割軽減

区 分	改正前	改正後
被保険者均等割額	6,600円	6,360円
世帯別平等割額	4,320円	4,080円

(4) 基礎課税額の所得割額等の改正に伴い、納税義務者の属する世帯内に未就学児である被保険者がある場合において減額する被保険者均等割額の額を次のとおり改めます。 <第26条関係>

○基礎課税額の被保険者均等割額の減額

被保険者均等割額の減額	改正前	改正後
7割軽減される世帯	4,950円	4,770円
5割軽減される世帯	8,250円	7,950円
2割軽減される世帯	13,200円	12,720円
軽減されない世帯	16,500円	15,900円

(5) 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の算定において、地方税法等に規定する課税の特例を適用します。

＜附則第7項、附則第8項、附則第10項から附則第13項まで及び附則第15項から附則第18項まで関係＞

(6) その他子ども・子育て支援納付金課税額の追加に伴う規定の整理を行います。 ＜第2条及び第6条関係＞

3 その他

(1) 施行日は、令和8年4月1日とします。

(2) 改正後の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。

件名	亀山市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例	産業環境部 環境課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>本条例の制定から20年が経過し、市内の道路沿い等には、依然として空き缶をはじめ、ペットボトル、たばこの吸い殻、菓子袋等の一般的な家庭ごみが投棄され、まちの美観が損なわれていることから、ごみの投棄に対する対応強化等を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 市民団体による活動の高まり等のごみの投棄に対する取組の多様化に伴い、目的及び定義を見直します。 <第1条及び第2条関係></p> <p>(2) 本条例で規定するごみの種類を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）第2条第2項に規定する一般廃棄物」に改めます。 <第1条から第7条まで及び第10条関係></p> <p>(3) 市は、市民団体、事業者又は市民等が行う活動を支援するよう努めるとともに、関係機関と連携してごみの投棄の防止のために必要な施策又は事業を行うこととします。 <第3条関係></p> <p>(4) 事業者の責務にその事業を行う場所及びその周辺の清掃活動等に関する努力規定を設けます。 <第4条関係></p> <p>(5) 市民の責務に清潔で美しいまちづくりの推進に関する意識を高めることを求めます。 <第5条関係></p> <p>(6) 市が勧告又は命令を行った者が当該勧告又は命令に従わない場合の公表内容の明確化を図ります。 <第11条関係></p> <p>(7) 第7条の規定に違反した者は、法の規定による罰則が科されることから、本条例で規定する行政刑罰（罰則）を秩序罰（過料）に改めることで、法の規定による罰則に加え、市の裁量により過料を科することができることとします。 <第13条関係></p>		

3 その他

- (1) 施行日は、令和8年4月1日とします。
- (2) 改正後の過料の規定は、施行日以後にした行為について適用し、施行日の前日までにした行為に対する罰則については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市産業振興条例の一部を改正する条例	産業環境部 商工観光課
----	---------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

本条例による奨励措置につきましては、これまでも企業立地による税収の増加、就業機会の拡大、また雇用の促進が図られるなど、本市の産業経済の振興及び市民生活の向上に寄与してきたところです。

こうした中、引き続き、地域経済の活性化、税収の確保及び就労の場の確保に向けて、新規産業の創出及び既存企業の新規設備投資による企業立地の促進を図る必要があることから、現行制度の検証を踏まえて制度を見直し、また本条例の有効期間を延長するため、所要の改正を行うものです。

2 制定内容

(1) この条例の対象をより明確にするため、定義の一部を見直します。

＜第2条関係＞

(2) 奨励措置対象事業者の要件から「物流機能を有する保管施設事業」を削ります。 ＜第3条関係＞

(3) 奨励措置対象事業者の要件のうち投下固定資産総額を次のとおり引き上げます。 ＜第3条関係＞

区分	新設	増設又は移設
改正前	5億円以上	5億円以上 (1億円以上)
改正後	20億円以上 (10億円以上)	10億円以上 (5億円以上)

※ () 内の金額は、奨励措置対象事業者が中小企業者である場合の額

(4) 奨励措置対象事業者の要件のうち中小企業者以外が増設又は移設を行う場合の新規雇用者等の数を見直します。 ＜第3条関係＞

(5) 本条例の有効期間を延長し、令和12年3月31日までとします。

＜附則第3項関係＞

3 その他

(1) 施行日は、令和8年4月1日とし、改正後の本条例の規定は、施行日以後に申請を受理した奨励措置指定事業者の指定に係る奨励措置について適

用します。

- (2) 施行日前に奨励措置指定事業者の指定を受けた事業者又はそれ以外の事業者で施行日前に土地を取得している事業者に係る奨励措置については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例	産業環境部 商工観光課
----	---------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市石水溪キャンプ場屋内研修施設を利用者が年間を通じて快適に利用できるよう、令和8年4月1日から冷暖房設備の利用を開始することに伴い、冷暖房使用料を含めた利用料金を定めるため、所要の改正を行うものです。

また、石水溪キャンプ場バンガロー施設については、1棟貸しの利用料金に見直しを行うとともに、テント村における利用料金等について、近年需要が高まっているソロキャンプに対応するため、併せて改正を行います。

2 改正内容

キャンプ場施設の利用料金を次の表のように改め、テント村及び屋内研修施設の利用に係る人数制限の規定を削ります。 <別表関係>

別表（第12条関係）		改正後		改正前	
種目	利用区分	単位	利用料金	単位	利用料金
バンガロー施設	午後4時から翌日午前9時まで	1棟	3,300円 (1,590円)	1人	1,100円 (530円)
	午前10時から午後3時まで	1棟	1,290円 (630円)	1人	430円 (210円)
テント村	午後4時から翌日午前9時まで	(略)		(略)	
	午前10時から午後3時まで	1ブロック	1,320円 (660円)	1団体	4,400円 (2,200円)
	貸切り	4,400円 (2,200円)			
屋内研修施設	午後4時から翌日午前9時まで	1室	24,200円 (13,200円)	1室	22,000円 (11,000円)
		貸切り	61,600円 (34,100円)	貸切り	55,000円 (27,500円)
	午前10時から午後3時まで	1室	13,900円 (7,300円)	1室	13,200円 (6,600円)
		貸切り	35,100円 (18,600円)	貸切り	33,000円 (16,500円)

※括弧内の金額は、小学生及び中学生を対象とする団体に適用します。

3 その他

施行日は、令和8年4月1日とします。

件名	亀山市市民農園条例の一部を改正する条例	産業環境部 農林振興課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>亀山市市民農園については、開園以来20年以上が経過し、施設設備の老朽化が目立つとともに、近年の人件費等の上昇に伴い、維持管理のための経費が増加してきております。このことから、今後の施設設備の維持管理を適正に行うため、令和9年度以後の使用料について、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>1区画当たりの使用料を年額6,000円から年額9,900円に引き上げます。 <第11条関係></p> <p>(参考)</p> <p>1区画当たりの年間経費^{※1}×受益者負担率^{※2}÷受益者負担額^{※3} (使用料)</p> <p>9,994円 × 100% ÷ 9,900円 (825円/月)</p> <p>※1 市民農園の1年間の共用部分等を除く維持管理費の合計額を令和9年度の区画数で除して算出しています。</p> <p>※2 「受益者負担の適正化に関する基準(平成26年2月制定)」に基づき設定しています。</p> <p>※3 亀山市市民農園条例施行規則において、期間の中途において使用者になった者の使用料の額は使用料を12で除して得た額に月数を乗じて得た額とすることから、使用料は12で割り切れる料金としています。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和9年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成31年3月策定）において、民間が所有する賃貸共同住宅を活用した市営住宅の供給を推進することとしています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅4戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

新たに設置する借上げによる市営住宅の名称、位置等について、次のように定めます。 <別表第1関係>

設置年度	名称	位置	構造	戸数
令和7年度	川合北住宅	川合町698番地1	木造2階	4

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）等の一部が改正され、簡易サウナ設備に関する規定が追加されたことなどから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を次のとおり定めます。</p> <p style="text-align: center;">＜第10条、第10条の2及び第64条関係＞</p> <p>ア 簡易サウナ設備は、屋外等に設けるテント型又はバレル型のサウナ室に設ける薪又は電気を熱源とする定格出力6キロワット以下の放熱設備とします。</p> <p>イ 簡易サウナ設備から建築物等及び可燃性の物品まで、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離以上の距離を保つものとします。</p> <p>ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に熱源を遮断することができる安全装置等に関する規定を設けます。</p> <p>エ 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理について、炉（第2条）及びストーブ（第7条第1項）の基準を準用する規定を設けます。</p> <p>オ 簡易サウナ設備の追加に伴い、現行条例の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めます。</p> <p>カ 簡易サウナ設備の設置は、個人が設けるものを除いて一般サウナ設備と同様に届出を要するものとします。</p> <p>（2）住宅における火災予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を加えます。 ＜第38条の7関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和8年3月31日とします。</p>		

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務課
----	----------------------------	---------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」といいます。）の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されることから、政令で定める基準に従い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 消防作業従事者等*に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げます。 <第5条関係>

*「消防作業従事者等」とは、いわゆる民間協力者のことで、現場近くにいる人が消防隊到着前に消火活動等を行う場合、消防隊到着後に消防職員や消防団員の要請に応じて協力した場合などが補償の対象となります。

(2) 非常勤消防団員等に対する損害補償における扶養に係る補償基礎額の加算額を次の表のように改めます。 <第5条関係>

条例第5条第3項の号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
改正前	加算額 (日額) 100円	383円	217円			
改正後	加算額 (日額) 廃止	433円	217円			

(3) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員に対する損害補償に係る補償基礎額を次の表のように引き上げます。 <別表関係>

階 級		勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
改正前	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円
改正後	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
	分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
	部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

3 その他

(1) 施行日は、令和8年4月1日とします。

(2) 改正後の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等を除く損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。

件名	亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例を廃止する条例	健康福祉部 地域福祉課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>本条例に基づく心身障害児童福祉手当及び重度心身障害者介助者手当の支給制度につきましては、障がい児及び障がい者が利用できる制度やサービスが少なかった当時の時代背景に鑑み、保護者や介助者に対してこれら手当を支給することにより障がい児及び障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として創設された制度です。</p> <p>しかしながら、これらの制度創設当時と比較すると、現在におきましては、障害基礎年金、特別障害者手当等の給付のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等の制定により、各種障害福祉サービス等が充実してきた経緯があり、平成22年度に実施された事業仕分け及び令和6年度に実施された事務事業点検の結果、「不要」「事業の有効性が限定的であり、抜本的な見直しや改善が必要と認められる」と判定されています。</p> <p>本条例につきましては、所期の目的を達成したものと考え廃止するものです。</p> <p>2 廃止内容</p> <p>次の条例を廃止します。</p> <p>(1) 亀山市心身障害児童福祉手当支給条例（平成17年亀山市条例第156号）</p> <p>(2) 亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例（平成17年亀山市条例第157号）</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、令和8年10月1日とします。</p> <p>(2) 施行日の前日までに受給資格の認定を受けた者に対する心身障害児童福祉手当又は亀山市重度心身障害者介助者手当の支給については、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		